

植物検疫に係る郵便物検査での輸入禁止品等の取扱いについて

1. 現状

- (1) 郵便物として輸入された植物等については、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第8条4項に基づき、日本郵便株式会社は、植物又は輸入禁止品が包有し又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けた時は、植物防疫所に通知することとされており、植物防疫官は当該郵便物について、郵便局職員の立会の下で開梱を行い、検査を実施している。
- (2) 郵便物の輸入検査において、輸入禁止品等の不合格品について法第9条に基づく廃棄の処分を行うに当たっては、当該処分を円滑に実施するため、植物防疫官は、原則として、荷受人に対し書面等により廃棄又は返送の意向確認を行った上で、処分を行っている。

2. 課題

- (1) 近年、在留外国人の増加や電子商取引を利用した国際郵便物の活発化等を背景に郵便物検査の件数が増加しており、法の規定に違反して輸入される植物等も増加している。
- (2) 現状、法に違反して輸入された植物等については、荷受人に廃棄又は返送の意向確認を行っているが、その大半は廃棄となっている一方、当該事務手続に多大な時間と労力を要しているため、増大する郵便物検査の円滑な実施に支障を生じている。

3. 今後の対応

- (1) 増大する郵便物に対する法に基づく検査を齊一かつ円滑に実施するため、検査の結果、輸入禁止品等と判断された植物等については、植物防疫官が、原則として、法第9条に基づく廃棄を直ちに行うこととし、荷受人にはその旨を通知することとする。
- (2) 当該取扱いは、令和4年7月1日から開始。

○植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

（輸入植物等の検査）

第 8 条 （略）

2・3 （略）

4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。

5 前項の通知があったときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。

6・7 （略）

（廃棄、消毒等の処分）

第 9 条 前条の規定による検査の結果、検疫有害動植物があった場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、第 6 条〔輸入の制限〕第 1 項から第 5 項まで若しくは第 8 条〔輸入植物等の検査〕第 1 項若しくは第 6 項の規定に違反して輸入された植物及び容器包装を廃棄し、又はこれを所持している者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを廃棄すべきことを命ずることができる。（略）

3 第 7 条〔輸入の禁止〕の規定に違反して輸入された輸入禁止品があるときは、植物防疫官は、これを廃棄する。

○植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）

（処分後の通知）

第 21 条 植物防疫官は、法第 9 条〔廃棄、消毒等の処分〕第 1 項から第 3 項までの規定により、植物又は輸入禁止品及び容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所持し、又は管理する者（郵便物の場合にあってはその名宛人）に対してその旨を通知し、且つ、これらの者の要求があったときは、証明書（第 9 号様式）を交付しなければならない。

(参考)

国際郵便物の輸入検査実績

年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検査件数(件)	134,152	142,010	145,358	127,406	150,903	182,747
違反件数(件)	3,521	4,173	10,402	32,053	29,963	32,203

(*)令和3年は速報値